

## 令和6年度主任介護支援専門員研修 開催要項

- 1 目的 介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを实践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。
- 2 実施主体 徳島県
- 3 実施機関 一般社団法人徳島県介護支援専門員協会
- 4 対象者 徳島県において介護支援専門員の登録を行っており、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。  
具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、事例を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ」又は、「実務経験者に対する介護支援専門員更新研修」を修了した者であって、徳島県主任介護支援専門員研修受講者選考委員会が受講を決定した者とする。
  - ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60か月)以上である者(注1)
  - ② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36か月)以上である者(注1)
  - ③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者(注2)として、現に地域包括支援センターに配置されている者
  - ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、次の要件のいずれかに該当する者  
ア 介護支援専門員として従事した期間が通算5年(60か月)以上であって、徳島県が実施する介護支援専門員資質向上事業の研修講師を継続して務めている者  
イ 介護支援専門員の資格を有する者で、市町村が設置する介護保険関係の相談窓口において、地域の介護支援専門員からの相談・支援等の業務に5年(60か月)以上従事した(介護支援専門員として実務に従事した期間を含む)経験があり市町村長が特に推薦する者

(注1)ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。なお、専任の介護支援専門員として従事した期間については、居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護または介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとする。

(注2)③の主任介護支援専門員に準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者を指す。
- 5 定員 100名程度
- 6 カリキュラム 別添「令和6年度主任介護支援専門員研修日程表」のとおり
- 7 日程及び会場 別添「令和6年度主任介護支援専門員研修日程表」のとおり  
A日程 令和6年9月3日(火)から同年10月23日(水)まで  
B日程 令和6年9月6日(金)から同年10月30日(水)まで  
全9日間・70時間  
※研修日程はA日程とB日程に分かれており、いずれか一方の日程での受講となります。御希望の日程に添えない場合もありますが、御了承ください。  
※講義の一部についてはeラーニングによるオンライン開催となります。  
※全課程を受講し、提出課題等を評価した上で、修了となります(約3か月後)。

- 8 提出書類 (1) 受講申込(電子申請にて)  
以下、郵送等にて提出してください。  
(2) 介護支援専門員証の写し  
(3) 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ、または実務経験者に対する介護支援専門員更新研修の修了証明書の写し  
(4) 業務従事(見込)証明書(様式1)  
(5) 受講要件②の方：養成研修受講等確認書類又は、認定ケアマネジャー認定証の写し  
受講要件③の方：養成研修受講等確認書類の写し  
受講要件④のイの方：市町村長の推薦書(様式2)  
(6) 受講者本人が担当した事例に関する資料  
ア 居宅・施設サービス計画書(第1表～第3表)の写しまたは介護予防サービス支援計画書の写し  
イ アセスメントシート23項目  
(現在使用しているものもしくは課題整理総括表等)  
※ア・イ両方必要です。詳細は、別添「令和6年度主任介護支援専門員研修受講に係る連絡」を確認ください。  
※各計画書等の項目に記載漏れや表記方法に間違いがないか再度確認ください。  
(7) 受講調整を行う場合、提出書類の追加を求めることがあります。
- 9 受付締切 令和6年6月28日(金)必着
- 10 スケジュール ※状況により前後する可能性がありますので、御了承ください。  
受講決定通知・・・7月19日(金)  
事例提出締切・・・8月2日(金)  
※受講決定後の事例は、徳島県介護支援専門員協会へ郵送又は持参で提出ください。
- 11 経 費 ※「受講料」と「テキスト代」の支払い方法が異なりますので、御注意ください。  
○ 受講料：35,000円(受講決定後送付する納付書により、指定する納期限までに納入してください。)  
○ テキスト代：4,770円(研修初日に徴収します。おつりのないよう御用意ください。)
- 12 注 意 (1) 受講態度が悪い方(講義を途中で抜ける、スマホを触る)は、受講期間中であっても受講を取り消し、修了証を発行しません。  
(2) 演習での発言がないなど、演習に参加できていない場合、受講を取り消し、修了証を発行しません。  
(3) 天候不良での講義の延期についての連絡は、研修当日の午前8時に、徳島県介護支援専門員協会のホームページに掲載しますので、御確認ください。  
(4) 受講を辞退するときは、徳島県が指定する辞退届を提出いただきます。また、受講決定後、振り込まれた受講料はいかなる理由があっても返金しません。  
(5) 受講決定後に提出する事例が提出できない場合、受講決定を取り消します。  
(6) 申込締切(6月28日)後に提出書類の内容を確認し、このときに提出書類の不足、記載不備が発覚した申込者は受講できませんので、必ず不足、不備がないことを確認した上で申込んでください。特に、「居宅・施設サービス計画書の写しまたは介護予防サービス支援計画書の写し」と「アセスメントシート」の両方の記載ができていなかったり、違う書類を提出しているため、受講不可になる方が多いので御注意ください。  
(7) 提出された申込書及び添付書類は返却いたしません。  
(8) 主任介護支援専門員研修を受講しても、介護支援専門員証の有効期間は更新されません。主任介護支援専門員更新研修を受講した場合に更新できます。介護支援専門員証の有効期間を更新するためには徳島県社会福祉協議会(電話番号088-654-8383)の実施する介護支援専門員更新研修もしくは介護支援専門員専門研修等を受講してください。

(申込先)  
〒770-8570 (住所記載不要)  
徳島県保健福祉部長寿いきがい課介護支援担当  
電話 088-621-2247 ファクシミリ 088-621-2840

8 提出書類(6)に関して  
受講者本人が担当した事例に関する問合せ  
徳島県介護支援専門員協会  
電話 088-678-4200 ファクシミリ 088-611-7035